

特別支援教育を担う教師の 養成に係る方策について

令和4年7月25日
初等中等教育局 特別支援教育課

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（令和元年9月6日設置）

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、特別支援教育の現状と課題を整理し、一人一人のニーズに対応した新しい時代の特別支援教育の在り方や、その充実のための方策等について検討を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の
特別支援教育の
方向性・ビジョン

障害のある
子供たちへの
指導の充実

教員の専門性の
整理と
養成の在り方

特別支援教育の
枠組み

幼稚園・
高等学校段階に
おける学びの場
等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二朗	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長（令和2年4月1日～）	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長（令和2年6月19日～）
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聰一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長（～令和2年3月31日）	○宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授（～令和2年5月31日）	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長（令和2年4月1日～）	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	吉藤 健太郎	株式会社オリィ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	(○：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)	

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告

令和3年1月



文部科学省

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
- を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現
- ・これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実
- ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・集中的な施設整備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
- ・個別の教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
- ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
- ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
- ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推奨

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
- ・教師のICT活用スキルの向上

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校を設置

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性 (養成)

- 特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たす役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要である。
- 特別支援学校の児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。
- このため、教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。その際、基礎となる免許状を取得する際に修得した内容との関連や接続も考慮する。

加えて、見直した教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教職課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要である。

その際、特別支援学校教諭免許状は現職教員が勤務年数等を加味し取得する単位数を軽減して取得する場合も多いことから、新たに策定するコアカリキュラムが免許法認定講習等においても参考となるよう留意する。

- これらの方向性を踏まえつつ、具体的な内容については、別途検討することが必要である。その際、教員養成段階で現状以上の単位の取得を求めるることは、学生の過度な負担となり特別支援学校の教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、現在の総単位数の中で検討を進めるものとする。

特別支援学級等に配置されている教員の雇用形態

- ✓ 5月1日時点で学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（上表）およびそのうち学級担任の雇用形態別内訳（下表）。
- ✓ 特別支援学級の学級担任について、臨時的任用教員の比率が通常学級より高い。

■学校に配置されている教員の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員			臨時の任用教員	うち産休・育休代替教員等	非常勤講師 (会計年度任用職員)	合計
		再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)				
小学校	331,697 (87.38%)	11,236 (2.96%)	3,737 (0.98%)	41,991 (11.06%)	18,528 (4.88%)	5,911 (1.56%)	379,598
中学校	191,090 (87.45%)	9,781 (4.48%)	1,559 (0.71%)	23,820 (10.90%)	5,857 (2.68%)	3,594 (1.64%)	218,504
高等学校	143,067 (89.59%)	11,211 (7.02%)	2,000 (1.25%)	11,092 (6.95%)	2,687 (1.68%)	5,529 (3.46%)	159,688
特別支援学校	63,899 (81.43%)	2,441 (3.11%)	533 (0.68%)	13,274 (16.92%)	3,437 (4.38%)	1,301 (1.66%)	78,474

■小・中学校の学級担任の雇用形態別内訳（5月1日時点）

学校種	正規教員	再任用教員 (フルタイム)	臨時の任用教員		その他	合計
				うち産休・育休代替教員等		
小学校の学級担任	237,099 (88.40%)	5,533 (2.06%)	30,826 (11.49%)	13,892 (5.18%)	276 (0.10%)	268,201
うち特別支援学級	39,164 (76.17%)	2,725 (5.30%)	12,182 (23.69%)	4,491 (8.73%)	70 (0.14%)	51,416
中学校の学級担任	101,750 (90.72%)	2,266 (2.02%)	10,402 (9.27%)	2,131 (1.90%)	8 (0.01%)	112,160
うち特別支援学級	16,750 (76.03%)	1,435 (6.51%)	5,276 (23.95%)	914 (4.15%)	4 (0.02%)	22,030

(注1) 表中の()内は合計に対する割合を表す。

(注2) 「うち産休・育休代替教員等」には産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員の数を計上。

(出典)「教師不足」に関する実態調査（文部科学省、令和4年1月）

校長の特別支援教育に関する教職経験

- ✓ 小学校又は中学校の校長自身の特別支援学級、通級による指導や特別支援学校など特別支援教育にかかる教職経験について、特別支援学級等での教職経験の無い校長は、小学校で70.6%、中学校で75.4%（令和3年度）。
※特別支援学級が設置されている学校（小学校、中学校、義務教育学校を含む）は82.3%（令和2年度時点）。

○令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置校長協会調査

調査対象：各都道府県において知的障害特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級、
通級指導教室を設置する小・中学校の校長

※全特協の各地区理事を通じて約10%の抽出

調査結果①：校種別の回答学校数（単位：校）※表中の（%）は項目ごとの合計における割合を指す

小学校	中学校	義務教育学校	合計
1,160(約68%)	521(約31%)	17(約1%)	1,698

調査結果②：校長自身の特別支援教育にかかる教職経験（単位：%）

	通級による指導 での教職経験 有	特別支援学級 での教職経験 有	特別支援学校 での教職経験 有	特別支援学級等 での教職経験 無
小学校	4.7%	23.1%	9.6%	70.6%
中学校	1.9%	19.0%	6.5%	75.4%
義務教育学校	0%	17.6%	5.9%	82.4%

（出典）令和3年度全国特別支援学級・通級指導教室設置校長協会調査報告書
(全国特別支援学級・通級指導教室設置校長協会調査部、令和4年1月)

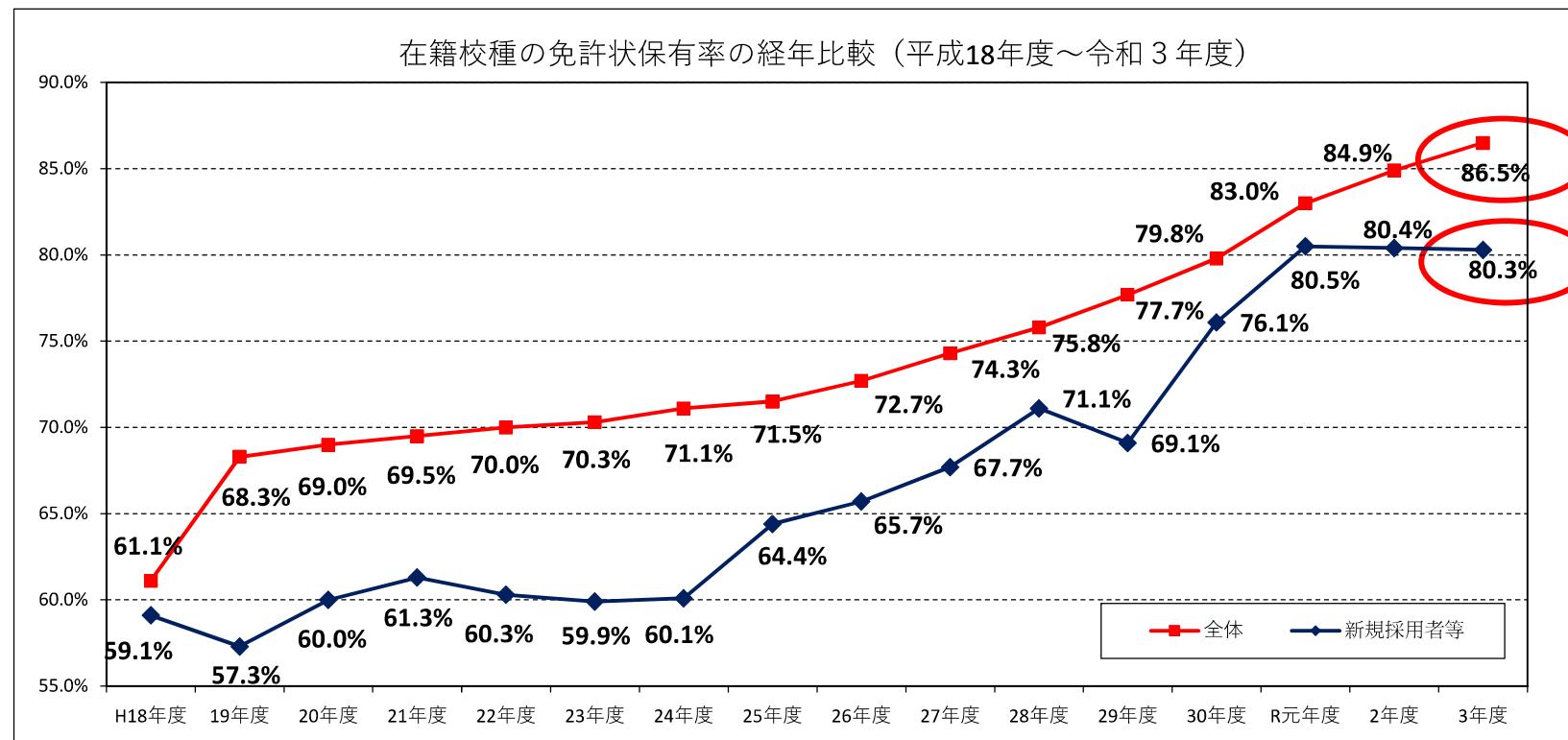
特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:86.5% (令和3年度) ⇒ **本来保有すべきもの**

※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

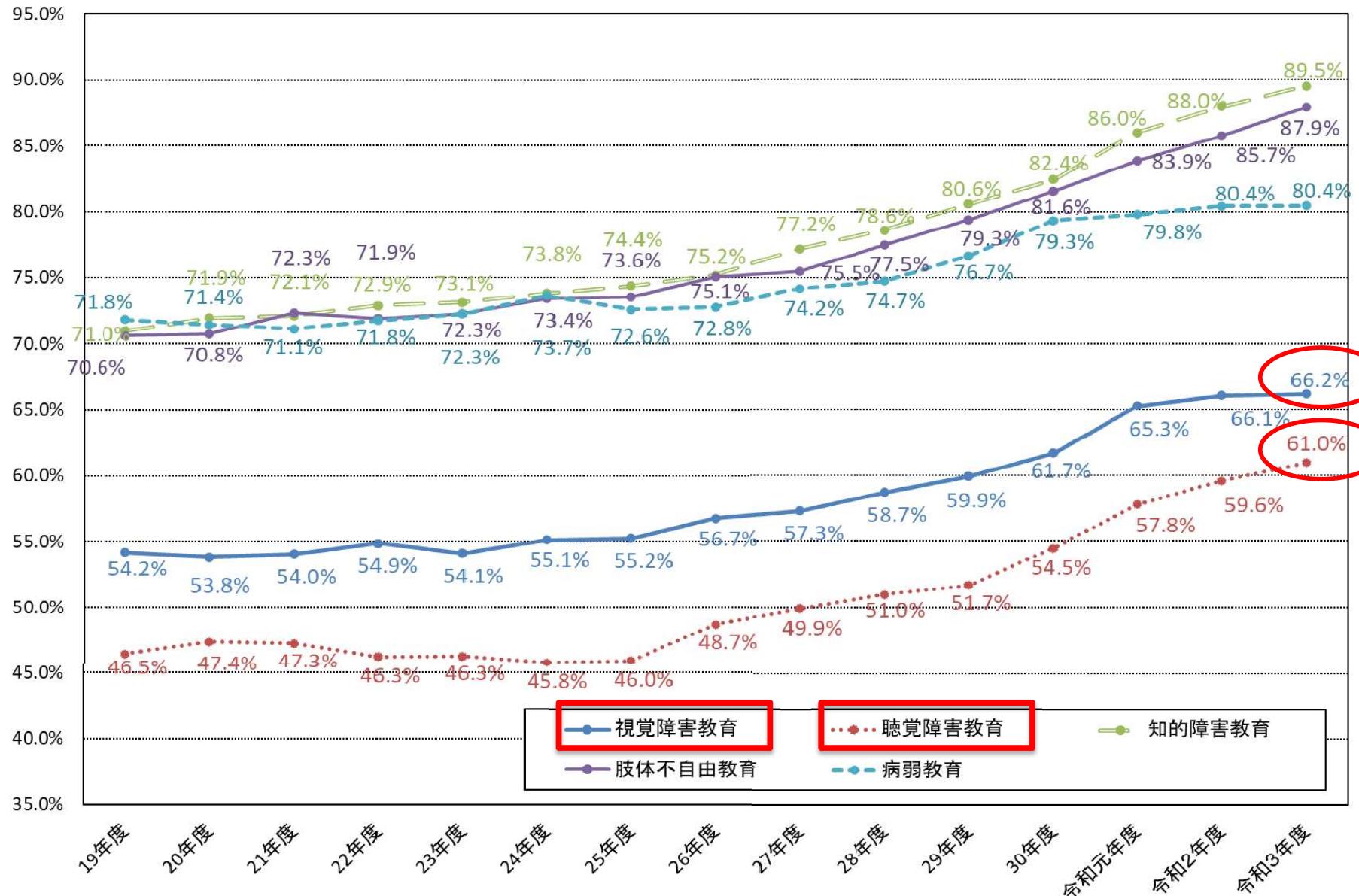


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:**31.1%**

在籍校種の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（障害種別）



趣旨

- 特別支援教育を受ける児童生徒の増加への対応や、インクルーシブ教育システムの理念の構築による共生社会の実現のため、特別支援教育を担う教師の確保や専門性の更なる向上が求められている。
- 令和3年1月にとりまとめられた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告においても、
 - ・**全ての教師に、特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮に対する理解等**
 - ・**特別支援学級・通級による指導を担当する教師には、小学校等における特別支援教育の中心的な役割を担う役割や自立活動や発達障害等に関する専門性や実践力、特別支援学校の教師には障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分把握して各教科等や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識・技能等が求められている。**
- 概ね全ての特別支援学校の教員が免許状を取得することを目指して取り組むことも必要。

検討事項

- (1) **特別支援教育を担う質の高い教職員集団の在り方**
 (2) **特別支援学校教諭免許状及びその教職課程コアカリキュラムの在り方** ⇔ 教職課程コアカリキュラムWGと連携
 (3) **その他関連事項**

委員

安藤 隆男	筑波大学名誉教授
市川 裕二	全国特別支援学校長会会長、東京都立あきる野学園校長
加治佐 哲也	兵庫教育大学長
喜多 好一	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会长
木舎 憲幸	九州産業大学教授
坂越 正樹	広島文化学園大学・短期大学長
田中 良広	帝京平成大学教授
濱田 豊彦	東京学芸大学副学長
樋口 一宗	松本大学教育学部学校教育学科教授
宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
森 由利子	滋賀県教育次長 (計11名、五十音順、敬称略)

(オブザーバー)
 宮戸 和成 国立特別支援教育総合研究所理事長
(計1名、敬称略)

スケジュール（予定）	
10月	第1回会議開催 ・最近の主な提言及び今後の検討課題について
11月	第2回会議開催 ①教職課程コアカリキュラムの基本方針に係る自由討議 ②WGの設置について
12月	第3回会議開催 ・ヒアリング（教育委員会、大学、特研等）
R 4 / 1月	第4回会議開催 ・検討課題に係る論点整理
2月	第5回会議開催 ①検討課題に係る論点まとめ ②WGから素案の報告及び自由討議
3月	第6回会議開催 ①検討課題に係る報告案 ②教職課程コアカリキュラム（素案）の検討状況 第7回会議開催 ①報告とりまとめ ②教職課程コアカリキュラム案の策定
6月	パブリックコメント等
7月	第8回会議開催 ①パブリックコメントの結果 ②教育職員免許法施行規則（案）及び特別支援学校教諭の教職課程コアカリキュラム（案）について

教職課程コアカリキュラムWG、中教審「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会、初等中等教育分科会教員養成部会とも連携し、**教職課程コアカリキュラムの策定**や、**特別支援教育に関わる全ての教師の専門性向上**を図る。

現状・課題

- ・特別支援教育の「個別最適な学び」と「協同的な学び」に関する知見や経験は、障害の有無にかかわらず、教育全体の質の向上に寄与。
⇒ **特別支援教育の専門性を担保しつつ、特別支援教育に携わる教師を増やしていくことが必要。**
- ・特別支援教育を必要とする児童生徒数が増えている一方で、小学校で70.6%、中学校で75.4%の校長が、特別支援教育に携わる経験がない。
⇒ **多くの学校で特別支援学級等で教職経験の無い校長が特別支援教育を含む学校経営を実施。**
- ・小学校等の特別支援学級の臨時の任用教員の割合は、学級担任全体における臨時の任用教員の割合の倍以上。
⇒ **特別支援教育に関する教師が、他の教師と比べて、長期的視野にたって計画的に育成・配置されているとは言いがたい状況。**

①養成段階での育成

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容や水準を全国的に担保するため、共通的に修得すべき資質能力を示したコアカリキュラムの策定
- 教育実習、介護等体験で、特別支援学校、特別支援学級等の経験を推奨
- 大学間連携による単位互換制度の促進など、免許取得・単位取得を可能とする体制整備
- 教育委員会との連携による実践力の養成（実務家教員、教職大学院等）



養成段階

②採用段階での工夫

- 特別支援教育の経験を採用時に考慮
- 採用後10年以内に特別支援教育を複数年経験



初任者～10年目

③校内体制の整備、キャリアパスの多様化、人事交流の推進による専門性向上

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状を有しない教師の条件を限定
- 校内研修、交換授業、OJTの推進
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実



中堅（10年目～）

- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備



管理職

⑤ 国による調査・把握 → 大学、教育委員会へのフィードバックによる改善

※下記は現時点における調査項目の例

【養成】	・視覚障害領域、聴覚障害領域免許を取得できる大学数
【採用】	・特別支援学校教諭免許状保有者への加点等の工夫を行っている教育委員会の数
【キャリアパス】	・採用後、10年目までに特別支援教育を経験した教師の割合 ・小学校等の校長の特別支援教育に関する教職経験の有無
【研修】	・免許を保有しない特別支援学校的教師について、免許取得計画の作成状況の有無、単位取得状況 ・教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている任命権者の数 ・特別支援学校教諭免許状保有率 ・（独）国立特別支援教育総合研究所（NISE）学びラボの利用者数 等

④研修（校外）による専門性向上

- 教育委員会の教員育成指標等を踏まえ、キャリアパスに応じた活用ができるようコンテンツを整理・体系化（NISE）
- 研修の手引作成（NISE）

初任者研修

中堅教諭等資質向上研修

主任研修、管理職研修 等

●NISE（学びラボ、免許法認定通信教育）等のオンラインコンテンツの整理・充実



スケジュール

- 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム
 - R4.7頃：策定・周知（以降、大学の教職課程の点検・見直し）
 - R5.4又はR6.4：コアカリキュラムに基づく教職課程開始
- 上記以外の事項
 - 各関係者において速やかに検討・対応に着手し、R6年度には実現できるよう取り組む。

V.各関係者に求められる具体的な方向性

3. 大学

(大学の資源の有効活用による教職課程の充実)

○大学は、国内の地域ブロック単位で、大学の資源を相互に活用・共有し、特別支援学校教諭免許状の5つの障害領域を計画的に取得できるような取組を推進することが望ましいこと。具体的には、例えば、単位互換制度や遠隔メディアシステムを活用した授業による履修などによる単位取得を可能とする大学間の体制の整備や取組が考えられること。

(教育委員会との連携による実践力の養成)

○大学は、地域の教育委員会と連携しつつ、特別支援学校教諭免許状等の教職課程において、特別支援学校の学校経営・運営の具現化に携わってきた指導主事、特別支援教育コーディネーター、校長等の経験者の実務家教員のうち業績のある者を大学教員として積極的に登用し、学校現場のニーズに即した具体的な指導の充実を推進すること。

○大学は、実務家教員の任用に当たっては、教育委員会との協定等により現職教員等の人事交流等を行うことも検討すること。

○大学は、特別支援学校教諭免許状や小学校等免許状の教職課程における教育実習においては、指導教員が学生を適切に指導することをはじめ、実習校と密に連携して運営を行うこと。

○大学は、教職大学院における現職教員を対象とした課程において特別支援教育を位置付け、教育委員会や学校のニーズも踏まえつつ、全ての対象者が実践的な特別支援教育に関する知識も得られるようにすること。



(小学校等教諭免許状の教職課程における特別支援教育を担う教師の人材育成・確保)

- 大学は、特別支援学校教諭の教職課程のみならず、小学校等の教職課程においても、特別支援教育に関する科目等の充実を図るとともに、これらの学生の学びを十分に保障すること。特に、特別支援学校教諭免許状の教職課程カリキュラムのうち、自立活動に関する内容を含む授業や、発達障害領域を取り扱った授業等を優先して学びを深めることを求めたり、該当授業科目の単位の取得を推奨すること。さらに、教員養成大学・学部を中心に教職課程の内外で特別支援教育に関する新たな科目の開発や履修の促進を積極的に図ること。
- 教育委員会や大学においては、特別支援教育に関わる魅力の発見や動機付けの方策として、中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う教師の在り方特別部会」の検討を踏まえ、下記に取り組むこと。
- 小学校等教諭免許状の教職課程における教育実習時に、特別支援学校や特別支援学級での実施も可能であることを踏まえ実習計画を検討すること
 - 小学校等教諭免許状の教職課程とは別に実施する介護等体験の実習先として特別支援学校のほか、特別支援学級等での実習を積極的に行うこと
- などを推進すること。
- 国、教育委員会及び大学においては、大学の教職課程の内外を通じ、学生段階から特別支援教育に関する資質能力を向上するための先進的な科目設定やカリキュラムを促進するとともに、優れた取組事例の収集と好事例等の周知を行うこと。

VI.特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの活用

本コアカリキュラムの作成時においては、これを活用した教師養成の質保証を実現するために、教師の養成・採用・研修に関わる各関係者において、大学と学校現場や教育委員会との連携を核にしながら、以下の点に留意し、本コアカリキュラムを踏まえた対応が求められる。

【大学関係者】

- 各大学において、特別支援学校教諭免許状の教職課程を編成する際には、本コアカリキュラムの内容や教員育成指標を踏まえるとともに、大学や担当教員による特色を出しつつ、体系性をもった教職課程になるように留意すること。その際、例えば、第3欄の中心的な領域である重複障害や発達障害に関しては、教育課程編成上、第2欄との関連を十分踏まえて行うことが必要であること。
- 特別支援学校教諭免許状の教職課程の担当教員一人一人が担当科目の授業計画を立てるに当たっては、本コアカリキュラムの「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容を修得できるよう設計・実施すること。
- 担当教員は、学生に知識技能の修得だけではなく、学生が教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていくよう、理論と「現場の経験」を含む実践的な学びとの往還を意識し、学生との対話や振り返りなどの機会の確保に努めること。

【任命権者】(略)

【国】

- 大学や教育委員会等の関係者に対して、本コアカリキュラムの内容や活用方法が広く理解されるよう、分かりやすい周知の工夫に努めること。
- 本コアカリキュラムが、各大学の教職課程の質保証につながるよう、教職課程の審査の中で適切に取り扱うこととし、実地視察において、本コアカリキュラムを活用すること。

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案（概要）

1 趣旨

- 有識者会議や中教審の答申において、特別支援教育を担う教師の専門性の向上を図るため、以下が提言された。
 - ・教育職員免許法体系に、特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付けること
 - ・見直した教育課程の内容や水準を全国的に担保するため、小学校等の教育課程同様、共通的に修得すべき資質・能力を示したコアカリキュラムを策定することが必要であること
- この提言を踏まえ、教育職員免許法施行規則第7条第1項（特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法）等を一部改正し、特別支援学校教諭免許状の修得に当たって含めるべき内容等を規定し、「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」を策定する。

2 概要

(1) 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案

- ①教育職員免許法施行規則第7条第1項の表（特別支援教育に関する科目の単位の修得方法）の備考を改正。
 - i)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むこととする。
 - ii)知的障害者に関する教育の領域における心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目に、そのカリキュラム・マネジメントを含むこととする。
 - iii)第三欄（免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目）に掲げる科目に、重複障害者及び発達障害者に関する教育を含むこととする。

(2) 特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム案

全ての大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程で、共通的に修得すべき資質能力として、本コアカリキュラムで示す項目は以下のとおり。教職課程の各欄の科目に含めが必要な事項について、「全体目標」「一般目標」「到達目標」として規定。

- i)「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム」の作成の背景と考え方
- ii)特別支援教育に関する科目（1種免許状）
 - ア 【第1欄】特別支援教育の基礎理論に関する科目
 - イ 【第2欄】特別支援教育領域に関する科目
 - ①視覚障害者に関する教育の領域 ②聴覚障害者に関する教育の領域 ③知的障害者に関する教育の領域
 - ④肢体不自由者に関する教育の領域 ⑤病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の領域
 - ウ 【第3欄】免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目
 - ①発達障害者に関する教育の領域 ②重複障害者に関する教育の領域

3 施行日

令和6年4月1日

● 教育職員免許法施行規則(改正案)

第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目	免許状の種類		専修一種	二種
最低修得単位数	第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄 特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄 免許状に定められこととなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3
計			26	16

備考

- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)

三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。

四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。

五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者(発達障害者を含む。)に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする(第五項第三号においても同様とする。)

